

「市長への手紙」HP掲載データ（令和元年5月分）

見出し	0105-6 臨時福祉給付金をください
ご意見	臨時福祉給付金をください。
回答	<p>ご提言のありました臨時福祉給付金は、平成26年4月の消費税率8パーセントの引き上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、暫定的、臨時的な措置として、国が行った給付となります。その後、消費税率10パーセントへの引き上げと同時に食品等の生活必需品への軽減税率適用が令和元年10月に先送りされた関係により、令和元年9月までの臨時福祉給付金を平成26年から平成29年にかけて支給を行ったものであります。</p> <p>そのほか、低所得者等を対象に消費喚起生活支援として、平成27年に商品券を支給し、地域経済の活性化、消費の喚起及び生活困窮者に対する支援を行ってまいりました。いずれも国によって低所得者等の対策を行ったものであり、現在のところ、臨時福祉給付金の給付予定はございません。</p> <p>また、本年10月に消費税率の10パーセントへの引き上げが予定されておりますが、臨時福祉給付金とは違った手法で同様の事業（プレミアム付商品券）が予定されております。この事業につきましては、低所得者及び子育て世帯の本年10月からの消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として行われるもので、本年9月頃から販売を予定しております。このプレミアム付商品券は、低所得者及び子育て世帯等の対象者1人につき商品券2万円で販売し、2万5千円の買い物ができるものとなります。購入手続きは、現在準備を進めておりますが、本年6月以降に開始される予定としております。</p>
担当課	社会福祉課 電話：0194-52-2119